福祉用具相談員の質向上へ

研修ポイント制度導入

全国協会

全国福祉用具専門相談員協会（山下一平理事長）は12月17日、福祉用具貸与・販売サービスの質を高めるために、専門相談員の研修受講実績に応じてポイントを付与し、その情報をホームページで公表する「研修ポイント制度」を4月から導入することを明らかにした。利用者や介護支援専門員などが福祉用具サービスを選ぶ際の判断材料として活用してもらう考えだ。

相談員を5分野で評価しチャート化した一例

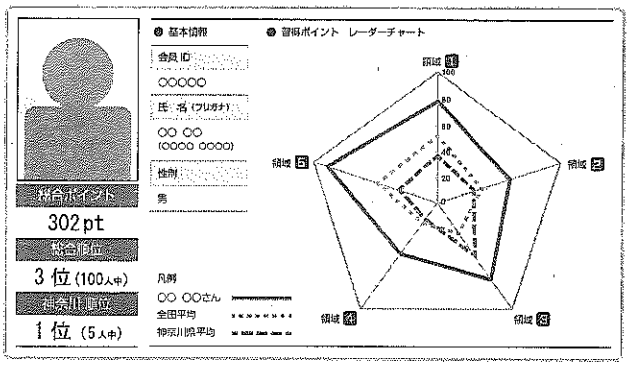

4月からHPで公表

専門相談員は、厚生労働大臣が指定する講習会（40時間）の修了者に与えられる資格で、介護保険法令上、福祉用具の専門職として位置付けられている。福祉用具サービスを利用する際に、利用者や介護支援専門員などの相談に応じたり、選定を支援したりする役割を担っている。

ポイント制度は、こうした専門相談員の質を高めるために、厚労省の老人保健健康増進等事業の調査研究事業として、同協会が検討委員会（委員長＝白澤政和・桜美林大大学院教授）を設置して開発を進めていた。

具体的な仕組みは、同協会に研修認証委員会を設置し、委員会が認証した研修を受講した専門相談員に受講時間などに応じてポイントを付与。こうした情報を同協会が一括管理し、ホームページで公表する。

受講情報は、専門性の土台となる知識・技術を5分野（①職業倫理と社会制度に関する理解②利用者の生活と医療・介護に関する理解③コミュニケーション能力④福祉用具の選定と利用支援の実践⑤個別福祉用具の知識・技術）で評価する。これをチャート化し、全国および都道府県平均と比較できるようにする。獲得ポイントやその順位なども明らかにすることで、専門相談員の力量を一目で分かるようにもする（図参照）。

同日に都内で開かれたポイント制度普及・啓発シンポジウムで山下理事長は「これまでは資格を取ったばかりの人も、10年以上経験のある人も同じだったが、それではいけない。個々の専門相談員の力量が分かるような環境整備が必要だ」と指摘。「勉強をしない人は淘汰されて良い。質の高い専門相談員が育つことを期待したい」などと述べた。

同協会は現在、ポイント制度のモデル実証と必要な検証を行っており、その結果を踏まえ、4月からの本格運用を目指す。

ポイント制度が有効に機能するには、より多くの専門相談員の参加が不可欠なため、同協会は専門相談員に参加を呼び掛けるとともに、利用者や介護支援専門員などに活用してもらえるよう広く周知していくことにしている。

福祉新聞 2013年（平成25年）1月7日（8面）